

感染性廃棄物を排出する事業者の皆様

京都府府民環境部循環型社会推進課  
京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

## 感染性廃棄物の処理の停滞回避に係る取組について

新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物の取扱いについては、各事業者において、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下「マニュアル」といいます。）等を参考に、適正な処理に取り組んでいただいているところです。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法で特別管理廃棄物に位置付けられ、京都府内でこれを取り扱える廃棄物処理業者（以下「処理業者」といいます。）の数は限られていますが、昨今の感染者数の大幅な増加に伴い、感染性廃棄物の排出量の増加への対応が課題となっています。仮に、処理業者での廃棄物の処理が停滞した場合には、各事業者において、他の処理業者と契約を結び直したり、処理が再開されるまでの間、一時的に廃棄物を保管したりするなどの対応が必要になることも想定されます。

各事業者におかれましては、感染性廃棄物の排出、処理委託等に際し、マニュアル等にとり、次の事項にも御配慮いただき、廃棄物の処理の停滞の回避に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 1 排出する容器の数の抑制について

感染性廃棄物は、飛散・流出や事故の防止の観点から、廃棄物の性状や発生量等に適した容器を選択し、廃棄物を詰め過ぎない（容器容量の8割程度）ように注意する必要がある一方で、容器内の廃棄物の量が少ない状態で排出すると、排出される容器の数や容積が増加し、処理業者における処理（保管を含みます。以下同じ。）能力を圧迫する原因となります。

施設の処理能力がひっ迫している等の理由から、処理業者から協力要請があった場合等においては、容器の容量を有効に活用し、排出する容器の数が極力少なくなるようにすることなどについて、御配慮をお願いします。

→ **参考1** マニュアル 第4章4. 2「梱包」解説5

### 2 複数の処理ルート of 確保等について

廃棄物量の増加による処理能力のひっ迫だけでなく、処理業者の従業員が新型コロナウイルスに感染するなどにより、廃棄物処理事業の一部又は全体が停止する事態も想定されます。

産業廃棄物の処理責任は排出する事業者が負っていることを踏まえ、廃棄物処理の停滞リスクの回避のため、処理業者から、再委託を必要とする事態が生じた場合に備えた準備についての要請や、複数の処理委託先を確保するいわゆる「二者購買」の提案などがあった場合においては、御配慮をお願いします。

→ **参考2** 「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について」（令和2年4月17日環境省規発第2004171号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）

**【参考1】 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月改定）（抜粋。下線追加）**

第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理

4.2 梱包

【解説】

1～4 （略）

5 感染性廃棄物は、適正な容量の容器に入れたら、速やかに、確実に容器を密閉する。また、内容物の詰めすぎにより、容器の蓋の脱落、注射針の容器外側への突き抜け、内容物の容器の外部への飛散・流出等が生じるおそれがあるため、容器に感染性廃棄物を詰め過ぎない（容器容量の8割程度）ように注意する。一方で、感染症の拡大時等において、処理業者から施設の処理能力が逼迫している等の理由から排出抑制の要請があった場合等においては、容器内の感染性廃棄物量が少量の状態でもやみに排出することにより、排出される容器数が増加しないよう留意する。

**【参考2】「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について」**

（令和2年4月17日環循規発第2004171号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）（抜粋。下線追加）

1 廃棄物の処理の再委託や、他の産業廃棄物処理業者に委託を直すことについて

産業廃棄物の処理を委託された処理業者が、その処理の全てを自ら全うすることが困難となった場合には、別の産業廃棄物処理業者にその処理を再委託し、又は排出事業者において改めて別の産業廃棄物処理業者に委託をすることが考えられる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の12（同令第6条の15第2号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）の規定の通り、他の処理業者に処理を再委託する場合には、排出事業者において、同令第6条の12第1号に規定する書面（この「書面」は電子メール等の電磁的記録でも差し支えない。）による承諾を行う必要がある。このため、排出事業者においては、再委託を必要とする事態が生じた場合に備えて、承諾の際に確認する必要がある事項（再委託先の許可の有無など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で必要とされている事項のほか、信用、処理実績等、排出事業者が処理の委託先を選定するに当たって通常考慮している事項が考えられる。）についてあらかじめ検討を行い、処理業者と認識の共有を図るよう努められたい。特に、再委託の料金についての調整には困難が予想されるから、適正な処理費用が処理業者に支払われることを前提に、あらかじめこの点についても検討されたい。また、可能な範囲で、あり得る具体的な再委託先についてもあらかじめ検討されたい。処理業者においても、このような検討を行うよう、排出事業者に対して積極的に働き掛けられたい。なお、再委託を行った場合であっても、排出事業者は、その廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければならない（法第12条第7項）。

また、処理業者が、受託した処理を全うすることが困難となり、その再委託もできない場合や、再委託が可能であっても、排出事業者において改めて他の処理業者と契約を結び直す方が適当な場合には、処理業者から排出事業者に対し、可能な限りその旨を通知すべきである。通知を受け、又は自らその状況を把握した排出事業者は、その負っている排出事業者責任に鑑み、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、他の処理業者と改めて委託契約を結び直し、又は一時的に排出事業者において当該産業廃棄物を保管するなど、適切な措置を講ずるべきである。

**【本件についての問合せ先】**

○ 京都府 府民環境部 循環型社会推進課（担当：産業廃棄物係 塩見）

（電話）075-414-4714

（産業廃棄物処理業者名簿（京都市を除く京都府内）

<https://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>

○ 京都市 環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課（担当：規制担当 平田）

（電話）075-222-3957

（産業廃棄物処理業者名簿（京都市内）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000109763.html>

※ 全国の産業廃棄物処理業者の情報は、下記のウェブサイトで検索することができます。

産廃情報ネット（(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団） <https://www2.sanpainet.or.jp/>